## 【資料集2】所得区分に応じた提出書類

## 1. 概要(新規申請時)

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)	提出書類(新規申請時)
70歳未満	[エ] 〜年収約370万円 健保:標報26万円以下 国保:旧ただし書き 所得210万円以下	・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の医療保険の被保険者証の写し ・限度額適用認定証等の写し ・本人の住民票の写し ・医療記録票(B欄に過去23か月以内に〇、 ム、▲いずれかの印のある月が計1回以 上)の写し
	[オ]   住民税非課税者	・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝 炎治療月額管理票(写)
70歳以上75歳未満	[皿(一般所得)] 年収約156万~約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の医療保険の被保険者証の写し ・本人の高齢受給者証の写し ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・本人及び世帯全員の住民票の写し ・医療記録票(B欄に過去23か月以内に○、 ム、▲いずれかの印のある月が計1回以上)の写し ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝 炎治療月額管理票(写)
	[Ⅱ(低所得Ⅱ)] 住民税非課税世帯 [Ⅰ(低所得Ⅰ)] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	<ul> <li>・臨床調査個人票及び同意書</li> <li>・本人の医療保険の被保険者証の写し</li> <li>・本人の高齢受給者証の写し</li> <li>・限度額適用認定証等の写し</li> <li>・本人の住民票の写し</li> <li>・医療記録票(B欄に過去23か月以内に○、 ム、▲いずれかの印のある月が計1回以 上)の写し</li> <li>・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝 炎治療月額管理票(写)</li> </ul>
75歳以上	<ul> <li>□ (一般2割) ]</li> <li>課税所得28万円以上145万円未満かつ 「年金収入+その他の合計所得金 額」が単身世帯で200万円以上など</li> <li>□ (一般1割) ]</li> <li>・課税所得28万円未満</li> <li>・課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円未満など</li> <li>□ (低所得Ⅱ) ]</li> </ul>	・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の後期高齢者医療被保険者証の写し ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・本人及び世帯全員の住民票の写し ・医療記録票(B欄に過去23か月以内に○、 △、▲いずれかの印のある月が計1回以 上)の写し ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝 炎治療月額管理票(写) ・臨床調査個人票及び同意書
	住民税非課税世帯  [I(低所得I)]  住民税非課税世帯  (年民税非課税世帯  (年金収入80万円以下など)	・本人の後期高齢者医療被保険者証の写し ・限度額適用認定証等の写し ・本人の住民票の写し ・医療記録票(B欄に過去23か月以内に〇 ム、▲いずれかの印のある月が計1回以 上)の写し ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝 炎治療月額管理票(写)

## (備考)

- ・限度額適用認定証等とは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をさします。 ・年収は、平成30年8月時点における概ねの金額となります。